

令和7年 第10回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和7年6月20日（金） 開始時刻 午前9時00分～
2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
3 出席者 小堀教育長、大森委員、小野委員、亀山委員、山口委員
4 説明員 安納事務局長、川島事務局次長、鈴木総務担当主幹、
石和教育企画課長、加藤学校管理課長、岡村学校教育課長、
山口学校健康課長、塚田生涯学習課長、飯田教育センター所長、
田崎中央図書館長、加藤児童虐待対策担当主幹
5 書記 濱野教育企画課長補佐、館野総務担当副主幹、福田係長、村上主事
6 傍聴者 2名
7 議題

【公開案件】

(1) 審議事項

- 議案第20号 宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について（教企）
議案第21号 「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針」について（学健）

(2) 報告事項

- 報告第35号 令和7年6月議会一般質問の概要について（総担）
報告第37号 令和6年度就学援助の支給状況について（学管）
報告第38号 令和6年度児童虐待通告受付等の状況について（学教）
報告第39号 「宇都宮市電子図書館」児童書読み放題パックの導入について（生涯）

(3) その他

- （1）第41回うつのみやこども賞受賞記念講演会の開催について（生涯）

【非公開案件】

(1) 審議事項

- 議案第22号 宇都宮市社会教育委員の委嘱について（生涯）
議案第23号 宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について（生涯）

(2) 報告事項

- 報告第36号 教育行政相談の内容と対応について（教企）

8 議事の内容

教育長	ただいまから、第10回宇都宮市教育委員会を開会する。
教育長	本日の会議録署名委員は、亀山委員、山口委員にお願いする。
教育長	次に、会議の公開・非公開について、議案第22号、議案第23号、報告第36号については、「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。 (全員了承)
教育長	全員賛成なので、これについては非公開とする。
教育長	議案第20号「宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」説明願う。
教育企画課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上であるが、質疑などはあるか。
教育長	それでは、議案第20号を決定してよろしいか。 (全員了承)
教育長	議案第20号を決定する。
教育長	議案第21号「宇都宮市休日の部活動の地域展開方針について」説明願う。
学校健康課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	「地域移行」を「地域展開」という表現に変えるとの説明があったが、2-4頁の資料(概要版)内の地域クラブ活動育成事業(1)において「移行」という言葉を使用しているため、使い分けを徹底いただきたい。また、本市における使い分けや国において、「移行」を使用してはならないなどは示されているか伺いたい。
学校健康課長	国において、部活動を地域全体で支えていくと、「地域展開」を明快に定義しているところではあるため、使い分けについては注意していく。 本方針においては、資料のままとしたいがよろしいか。

小野委員	同資料の基本的な考え方（3）では「移行」、「展開」の両方が使われている。言葉に対してある程度厳密な使い分けを所管課で徹底いただきたい。
教育長	使い分けについては、今後配慮していく。
小野委員	現段階で、令和7年度末までに全ての公立中学校において1つ以上地域クラブ活動にすることを目指すとあるが、今後はあまり数値的な目標を立てずにこの3年間は実践検証期間という理解でよろしいか。
学校健康課長	実証検証期間と定めた3年間の中で、学校や地域の実情に応じて見直しを図りながら、今後（令和10年度以降）適切な方向に導いていく。
大森委員	令和7年度末までに25校中何校が1つ以上の地域クラブ活動ができるのか。
学校健康課長	先月時点で、25校中22校で1つ以上の地域クラブ活動の地域展開を見通しがある。残り3校については、地域・関係団体と話し合いを行い、目標達成できるよう進めている。
大森委員	指導者確保に向けた取組に「地域クラブ活動指導者を確保するための仕組みづくりを行う」とあるが、仕組みづくりの内容を伺いたい。
学校健康課長	人材バンクのようなスポーツ・文化それぞれの指導者の一覧を作成し、地域クラブで指導者が不足した際に、一覧からクラブに合った人を紹介するような想定である。
大森委員	宇都宮市は指導者の登録数が少ないと聞いたことがあるため、登録者数を増やすような働きかけを進めていただきたい。 また、推進体制に「コーディネーターの配置」とあるが、コーディネーターの資質・条件について伺いたい。
学校健康課長	元中学校の校長先生といった学校の現状を理解し、地域関係団体との連絡調整を担える方をコーディネーターとして想定している。
小野委員	コーディネーターは2名で3年間対応していくのか、今後の状況によって増やす予定があるのか伺いたい。
学校健康課長	現在約300の部活動があるという現状を踏まえ、今後の状況を見極め、コーディネーターの増員など必要な体制は整えていきたい。
亀山委員	見通しの立っていない残り3校について、地域・関係団体と話し合いを行っていることだが、地域格差など課題がある場合への対策などはあるのか。

学校健康課長	現在、複数の種目を地域展開が可能か検討しているが、近隣の学校で地域クラブの地域展開に向けて進んでいればそちらに合同で混ざるという選択肢も考えている。
亀山委員	そのような選択肢を取れるのであれば全学校で地域展開が可能か。
教育長	残る3校を含め、コーディネーターの役割として、地域展開ができるよう学校に伺いアドバイスを行っていく。
山口委員	各主体の役割分担が記載されているが、市・地域・学校・保護者でどのぐらいの割合で話し合いが出来ているのか。地域展開にあたって、各主体間で温度差があるよう感じている。また、保護者の意見はどのようなものがあるのか
学校健康課長	保護者は子どもの社会性や協調性を育むことなど部活動にプラスの面があると期待している（令和5年度地域展開の実態調査より）。しかし学校毎、部活毎に地域展開の進捗が異なる状況のため、学校からPTAや保護者会に対する説明に温度差を感じるのではないか。今後、地域展開を一斉に進めるにあたり理解促進が重要であるため、さくら連絡網等を活用していく。学校だけではなく、教育委員会からの発信も行っていきたい。
山口委員	部活動は子どもが主体となる活動であることを踏まえ、配慮をお願いしたい。
教育長	それでは、議案第21号を決定してよろしいか。 (全員了承)
教育長	議案第21号を決定する
教育長	報告第35号「令和7年6月議会一般質問の概要について」説明願う。
総務担当主幹	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上であるが、質疑などはあるか。
小野委員	部活動の広域連携を県内の市町間で行っている事例はあるのか。
学校健康課長	栃木県内で市町間の広域連携を行っている事例は現時点ではない。
小野委員	栃木県外や関東圏など国内の事例はあるのか。
学校健康課長	長野県の佐久地域で市町を超えて部活動の地域展開を進めていく事例がある。

小野委員	県全体で広域連携の検討が活発になるような働きかけが可能ならお願いしたい。
亀山委員	プレクラス制度と小1プロブレムの違いについて伺いたい。
学校教育課長	小1プロブレムを解消する一つの策としてプレクラス制度がある。
次長	補足になるが、小1プロブレムと小1の壁は異なる。小1プロブレムは子供自身が小学校での生活に適応できない。小1の壁は親の預けの問題。学校生活になじめない子供への対応策の一つとしてプレクラス制度がある。
小野委員	プレクラス制度について教えて欲しい。入学後、1ヶ月経過してから再度学級編成をするのか。
学校教育課長	4月からの1ヶ月間は仮のクラスを組み、5月に新しいクラスを組む制度。
小野委員	メリット・デメリットが知りたい。
学校教育課長	メリットは多数の教員の視点があることでより児童への理解が深まる。1ヶ月で教員が入れ替わるため、小学校1年生の段階でその変化を受け入れができるかが課題と認識している。
大森委員	教員の勤務体制について、各学校で早番遅番を設定しているのか、特定の教員が自主的に出勤時間を早めているのかといった現状を教えて欲しい。
学校教育課長	日直当番制である。勤務時間の30分前に設定している学校が多く、小学校は7時40分、中学校はおよそ7時半に設定している学校が多い。
大森委員	保護者への教員の働き方改革を理解していただくにあたっては、過去に一度市長と教育長の連名でチラシを出したことがあったが、1回限りではなく毎年発信するなどの対応が必要である。
小野委員	教員の出勤時刻によって、教員をランク付けしている実態を把握していないと回答したが、後追いの調査などはされたのか。
学校教育課長	現状としてランク付けを把握していないことから、後追いの調査は実施していない。
山口委員	現状として、共働きやひとり親家庭が増えている。実際に、登校班で通学しているが、親が出勤時間に間に合わないがために道角などに子どもを残して出勤し、近所のお年寄りが学校に着くまで見守ってくれていることがある。地域住民の支え合いがあればよいが、今後は親身に考えていかなければならぬ。

教育長	他市の取組を参考にして今後どうするか考えていかなければならない。
教育長	それでは、報告第35号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第35号を承認する。
教育長	報告第37号「令和6年度就学援助の支給状況について」説明願う。
学校管理課長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
大森委員	就学援助の支給費目と内容について、医療援助費の備考欄に「むし歯等の学校病」という記載があるが、むし歯を学校病と表現することに違和感がある。学校病はどういった疾病を指しているのか。
学校管理課長	むし歯や結膜炎、中耳炎など学校保健安全衛生法に規定する疾病を学校病と表現している。要保護（生活保護）は就学援助から支給し、準要保護は本市のこども医療費助成制度で無償となっている。
教育長	法律に規定されている疾病を通称として学校病と表現している。
大森委員	通称であるならば、様々な人の目にとまるため、表現を改めた方がいい。
学校管理課長	今後、検討させていただく。
小野委員	オンライン学習通信費で市が貸し出すモバイルルーターの通信費相当額、現在の貸出実績教えてください。
学校管理課長	モバイルルーターの当初貸出台数は2000台～3000台であるが、ネットワーク環境が普及し始め、令和6年度の台数は695台であった。
教育長	それでは、報告第37号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第37号を承認する。
教育長	報告第38号「令和6年度児童虐待通告受付等の状況について」説明願う。

児童虐待対策担当主幹	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	通報者別件数について、本人・親族の令和6年度の件数は56件あるが、小中学生本人からの件数を伺いたい。
児童虐待対策担当主幹	本人・親族件数の細かなデータは持ち合わせていない。
小野委員	小学5年生以上だとスマホの保有率が上がっている背景もあるため、どのぐらい自分で虐待通報ができているのか、今後わかるようにしていただきたい。
児童虐待対策担当主幹	来年度は報告できるように今年度からデータの整理を行っていく。
亀山委員	児童虐待通告受付件数について、児童相談所を含めた全体数及び児相と本市の受付割合を確認したい。
児童虐待対策担当主幹	令和6年度の児童相談所の受付件数が公開されていないため、全体件数や割合を算出できない。
亀山委員	ヤングケアラー対応件数のうち、学年別の件数を確認したい。
児童虐待対策担当主幹	学年別のデータを持ち合わせていないが、小学1年生から3年生に1名、それ以外は小学4年生と中学生であると把握している。案件ごとに細かに集計しなければ、学年別のデータを整理することができない状態であるため、今後必要に応じて年齢別のデータを整理できるようにしていきたい。
亀山委員	ヤングケアラーのうち兄弟はいるのか。
児童虐待対策担当主幹	9世帯で22人の子どもがヤングケアラーである。
山口委員	通告後の対応について確認したい。
児童虐待対策担当主幹	一時保護等にならない場合、毎月、本市で状況が改善されるまで家庭訪問を行い、関与している。一時保護の場合は児童相談所が対応する。家庭戻しを行う場合は、児童相談所と本市でケース会議を開催しながら、どちらが対応するのが適切か判断し、改善するまで継続的に見守っていく。
山口委員	子どもは親元に帰りたい思いが根底にあると思うが、見極めはどのようにしているのか。

児童虐待対策担当主幹	家に帰るかの判断は県の児童相談所が役割を担っているが、それまで本市が対応した経過もあるため、判断にあたって意見を求められることなど、本市も関与している。
教育長	それでは、報告第38号を承認してよろしいか。
教育長	報告第38号を承認する。
教育長	報告第39号「宇都宮市電子図書館」児童書読み放題パックの導入について説明願う。
中央図書館長	(資料のとおり説明)
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
小野委員	読み放題パックは無料で利用ができるのか。今後、予算の兼ね合いで有料に切り替わる可能性があるのか。
中央図書館長	約100万円の予算を計上し、1年間のアクセス権を購入している。
小野委員	今後も継続していくかは検討段階ということか。
中央図書館長	電子図書館の予算と組み合せて出来るだけ継続していきたい。
亀山委員	読み放題パックを小学校4年生から中学校3年生と限定している理由は？
中央図書館長	低学年は端末を見続けることによる視力低下を避けたいと考えており、端末の利用促進ではなく、書籍での読書促進を行っていきたい。小学校4年生から中学生は読書量が下がる傾向にあり、身近な端末を利用し、読書量を増やすねらいがある。そのため、今回は利用カード所持の有無に関わらず利用IDを配布する。
大森委員	今後は利用目的の達成状況を把握できるように年度毎に実績や学年ごとのアクセス数を報告していただきたい。
教育長	それでは、報告第39号を承認してよろしいか。
教育長	報告第39号を承認する。
教育長	次に「その他」の案件になるが、これは資料提供のみなので、後程ご覧いただきたい。

教育長

【公開できる案件の終了】

これから議案については、非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

【傍聴者の退席、非公開審議の開始】

- 議案第22号 宇都宮市社会教育委員の委嘱について
⇒決定
- 議案第23号 宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について
⇒決定
- 報告第36号 教育行政相談の内容と対応について
⇒承認

【非公開審議の終了】

教育長

現時点において、皆様からご意見などあるか。
(特になし)

教育長

次に、事務局から連絡事項をお願いする。

事務局

連絡事項説明（教育企画課長補佐）

- 委員 de サロンについて
- 委員研修の実施について
- 次回の会議日程について

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 10時30分

署名委員

署名委員
